

## 5 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 28 年 5 月 10 日（火） 午後 1 時 30 分  
ところ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

### 出席した委員

1 番 馬場豊、2 番 寺沢和則、3 番 和泉俊雄、4 番 中村正記、5 番 山内光興、  
6 番 大久保秀幸、7 番 高橋勝男、8 番 木村武美、10 番 田名部和義、11 番 古舘傳之助、  
12 番 田中忠二、14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、17 番 林善嗣、  
19 番 籠田悦子

### 欠席した委員

9 番 森園秀一、13 番 堰端治、18 番 下舘敏

### 職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長（農地 G L）寺沢智幸、農政 G L 村上司

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中野

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、2番 寺沢和則委員、5番 山内光興委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。

部会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

小笠原委員

私、小笠原から報告します。3条につきまして12番から15番まで説明申し上げます。4月27日、本館地下会議室におきまして、大久保委員と共に調査をしてまいりましたので報告いたします。

3条12番

受人、渡人の住所、氏名並びに土地の所在は資料に記載のとおりでございます。12番でございますが、受人、渡人ともに本人が出席しました。態様別は売買、申請事由は、受人は規模拡大、渡人は離農ということです。申請地貸付の有無は無し。申請地における受人の作付計画は水稲ということです。受人が65歳以上のため後継者が居るということで娘さんだそうです。申請地の過去3年間における農地の取得については無し。申請地の周辺の状況でございますが、通作距離は1km。農地の集団化は有り。耕作道は有ります。宅地化無し。受人の耕作地はありません。休耕地・山林等はありません。農業経験は6年。年金、税猶予の状況でございますが、経営移譲年金はなし、相続税猶予はなし、贈与税猶予はなしとなっています。受人の所帯でございますが、男1名、女1名でどちらも農業専従者です。農機具状況ですが、トラクター1台、トラック2台、田植機2台、コンバイン1台ということです。

3条13番

それから続きまして、13番でございますが、こちらは受人、渡人ともに本人が出席しました。態様別は売買、受人の申請事由は新規就農です。新規就農といいましても二戸から八戸に移ってきたようで、機械は二戸にあるそうです。渡人は規模縮小ということでございます。申請地の貸付は有りません。申請地における受人の作

付計画は大豆、そばということでございます。申請者の過去3年間における農地の取得状況につきましては、渡人は平成26年に畑を1,600㎡ほど買い取っていました。次に申請地周囲の状況でございますが、通作距離は0kmということですが、受人の自宅敷地の隣地だそうでございます。農地集団化はございません。耕作道は無し。宅地化が有り。受人の耕作地も無し。休耕地や山林は周りがございます。農業経験は15年です。受人の所帯でございますが、男1名、女2名。うち農業専従者が女1名、兼業者が男1名、女1名です。トラクターが1台、耕運機1台、管理機1台でこれらは二戸の方から持ってくるそうです。

3条14番

それから14番、これは先程の受人と渡人が同一になりまして、土地の所在だけが違います。こちらの土地は、使用貸借で無料だそうでございます。申請事由、その他は添付資料でございます。受人の土地につきましては無償対応ですが、現在栗畑ですので、そのまま栗を収穫することになります。この土地についての通作距離は3kmということになります。農地集団化、耕作道は有ります。宅地化無し。受人の耕作地は有りません。休耕地や山林は有ります。年金、その他については13番と一緒にありますので省略いたします。

3条15番

15番でございますが、受人、渡人とも代理人の出席でした。態様別は売買ということでございます。受人の申請事由は新規就農、渡人は規模縮小ということですが、申請地の貸付に関してはございません。受人の作付計画は、スイートコーン、かぼちゃということですが、過去3年間における農地の取得関係は両者ともございません。申請地周辺の状況でございますが、通作距離21km。住所を見れば分かると思いますが、かなり遠いところから来て耕作されるようです。農地集団化は有ります。耕作道は有りません。宅地化無し。受人の耕作地は周りがございます。休耕地や山林は無し。年金や税猶予につきましては、いずれもございません。受人の世帯になりますが、男3名、女2名。うち専従者が男2名、兼業者は女1名になります。トラクターは知人より借りているものが1台ということになります。また、耕作道は無いのですが、現在、事業用地も一緒に取得する予定だそうです。その事業用地の隣が畑ですので、耕作道は必要ないということでございます。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
部会長

次に、日程第3、議案第19号、平成28年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

菊谷技査 事務局の菊谷から、議案第 19 号「平成 28 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 3 件となっております。

借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 2 名、貸し手 3 名で、利用権設定面積は 14,196 m<sup>2</sup>でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番 番号 1 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。

利用集積 2 番 番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額、年間 10,000 円でございます。

利用集積 3 番 番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額、年間 12,000 円でございます。

公告年月日は、平成 28 年 5 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

部会長 只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑等なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 4 部会長 次に、日程第 4、議案第 20 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

菊谷技査 事務局の菊谷から、議案第 20 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 1 件となっております。

借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 10,000 m<sup>2</sup>でございます。

左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。

貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。

その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、だいこんを作付けするために、1 年間賃貸借するもので、賃借料は、総額年間 50,000 円でございます。借り手の決定理由は、利用期間の更新でございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見の無い旨、八戸市長に回答します。

日程第 5

部会長

次に、日程第 5、議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

大久保委員

大久保から報告します。

去る 4 月 27 日、小笠原委員と本館地下会議室において、議案第 21 号の 5 番と 6 番を調査して参りましたので報告します。

5 条 5 番

まず 5 番ですが、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料 7 ページに記載のとおりです。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は兄弟です。態様別は賃貸借。転用目的は太陽光発電設備施設です。実施計画は、平成 28 年 5 月 25 日から平成 28 年 6 月 15 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は中道遺跡区域内ですが届出済、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、周囲を杭とトラロープで囲い、一部切土をします。立地条件は、市立種差小学校から南西側約 100m に位置し、畑・宅地に囲まれております。道路はありませんが、通行の同意を得た私有地を通り市道に接続します。用排水路はありません。農地区分は第 2 種農地。許可相当と判断した理由は、申請地は長期間休耕地となっており、地力が低く近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。

権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

5 条 6 番

続きまして 6 番ですが、申請人の住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は、資料 7 ページに記載のとおりです。

調査には、受人・渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は祖父と孫夫婦です。態様別は贈与。転用目的は住宅 1 棟建築です。実施計画は、平成 28 年 6 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区は区域外、土地改良区の意見は不要です。

被害防除措置として、浄化槽、浸透マスを設置し、切土します。立地条件は、市立白銀南小学校から南西約160mに位置し、宅地・農地に囲まれており、市道に接してあります。用排水路はありません。農地区分は第3種農地。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

何れも転用計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、農業会議に諮問の上、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6  
部会長

次に、日程第6、議案第22号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題と致します。

それでは、事務局から、説明願います。

田中主事

八戸市長から協議のあった、「八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局、田中からご説明いたします。

資料の9ページをお開き願います。変更内容は農用地除外1件でございます。

資料の10ページと合わせてご覧ください。

農振除外1番

番号1番、申請者及び除外申請地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。また申請理由は農業用倉庫付住宅1棟建築でございます。

申請者は現在二世帯7人住まいですが、近年は7人が暮らすにはせまく苦しい状態であるので、申請者の家族である5人が移り住む住宅を新築しようと考えております。また、農業用自動車を4台所有しておりますが屋外においている状態であるため、つきましては農業用倉庫付住宅1棟を建築しようと考えております。

申請者は、現居住地の近くの農地でミニトマトのハウス栽培を計画しており、温度調節や収穫等で毎日何度も通える近隣地であることを建築候補地の選定条件の1つとし、農用地区域外での建築候補地計14箇所を選定・検討及び交渉をしましたが、いずれも土地購入までには至らず、これ以上の場所を探すことは不可能という結論になったことによる農用地除外申請となっております。

また、申請地につきましては青い森鉄道、北高岩駅から北東側約1.6kmに位置し、市道に面しております。周囲は畑及び宅地に囲まれておりますが、農地を蚕食する等の影響は少ないと思われまます。計画面積につきましては事業内容及び土地利用計画からみて相当であると思われまます。被害防除措置につきましては下水道に接続しております。他法令の許可等の有無及びその見通しにつきましては開発許可不要、埋蔵文化財届出不要となっております。農地区分及び適用条項につきましては第1

種農地の不許可の例外で、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなっております。

以上、議案書、記載意見案のとおり八戸市長へ回答してよろしいか、ご検討お願いいたします。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7  
部会長

次に、日程第7、報告第20号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の4月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページ番号32番から資料15ページ番号44番までの計13件となっており、権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、希望なしとなっております。

何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8  
部会長

次に、日程第8、報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

田中主事

事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条届出の撤回願の4月分でございます。資料の17ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

転用届出撤回 1 番	番号 1 番 撤回理由は計画変更によるものでございます。 書類は適正であり、受理した旨を譲渡人及び譲受人に対し通知しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 9 部会長	次に、日程第 9、報告第 22 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
田中主事	事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条届出の 4 月分でございます。19 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条届出 51 番	番号 51 番、転用目的は住宅 2 棟建築でございます。
5 条届出 52 番～53 番	番号 52 番、53 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条届出 54 番	番号 54 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5 条届出 55 番	番号 55 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条届出 56 番	番号 56 番、転用目的は通路でございます。 次ページをご覧ください。
5 条届出 57 番～59 番	番号 57 番、58 番、59 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条届出 60 番～62 番	番号 60 番、61 番、62 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5 条届出 63 番～65 番	番号 63 番、64 番、65 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条届出 66 番～68 番	番号 66 番、67 番、68 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。



日程第 10  
部会長

次に、日程第 10、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題と致します。事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告いたします。資料の 25 ページをご覧ください。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 11 番

番号 11 番につきましては、農業経営基盤強化促進法貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、平成 28 年 5 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 11  
部会長

次に、日程第 11、報告第 24 号、農地改良届出についてを議題と致します。事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告いたします。資料の 27 ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出 5 番

番号 5 番。着工年月日は平成 28 年 4 月 25 日で、使用した土の採取場所は、八戸市大字尻内町字張田地内でございます。

届出年月日、受理年月日は、平成 28 年 4 月 25 日でございます。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

部会長

以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 13 時 58 分)